

(民進党目黒区議団)

## 乳児用液体ミルクの国内製造・販売に向けた成分規格および製造基準等の制定を求める意見書（案）

液状で容器に封入されている乳児用液体ミルクは、欧米を中心とした海外において、スーパーマーケットやドラッグストアで販売されており、簡単に購入できる。

最大の特徴は、そのまま常温で乳児に与えることができる点であり、粉ミルクのように、哺乳瓶を洗浄し、殺菌・消毒したのち、ミルクを計量し、70度以上のお湯でミルクを溶かし、さらに適温に調整するという手順は必要ない。よって、親の体調がすぐれない時や夜間の授乳の補助となり、夫婦に占める共働きの割合が過半数を超える中で育児負担の軽減にもつながるものである。

また、無菌充填処理されているため、調乳時の菌混入リスクも少ないことから、世界保健機関（WHO）は、新生児や感染リスクの高い乳児に対しては、粉ミルクよりも液体ミルクを推奨している。

さらに、大規模災害時に、水や電気が安定的に使えない状況で粉ミルクを調乳する作業は大きな困難を伴うが、液体ミルクであれば、そのまま乳児に与えることが可能である。実際に、平成28年4月に発生した熊本地震の際には、日芬議連を通じて、フィンランドの乳製品メーカーから約5000個の液体ミルクが寄付され、被災地に届けられている。

こうした利点を持つ乳児用液体ミルクであるが、日本国内においては、食品衛生法に基づく「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」上の乳飲料に該当するものの、成分規格や製造基準が定められていない。また、特別用途食品として消費者庁長官の許可を受けるための規格や要件についても、粉乳のみが対象とされている状況である。

もとより製造・販売は製造者の判断であり、購入・消費は消費者の判断であるが、働き方の変化や度重なる震災の経験を経て、乳児用液体ミルクの国内製造・販売を望む親の声は高まっている。また、現在でも個人輸入等で液体ミルクを乳児に与えている家庭は存在し、政府として一定の基準を示す必要性があることは明らかである。

よって、乳児用液体ミルクの国内製造・販売に向けた成分規格および製造基準等を早急に制定するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日  
目黒区議会議長  
田島 けんじ

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿